

課税標準の特例対象施設一覧

[地方税法第701条の41関係]

※ 法・・・地方税法 令・・・地方税法施行令 規・・・地方税法施行規則

施設名等	適用		法令等	備考
	資産割	従業者割		
協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	2分の1	2分の1	(法) 1項表1号	法人税法第2条第7号の協同組合等(同法別表第3に掲げる法人)
専修学校又は各種学校において直接教育の用に供する施設	2分の1	2分の1	(法) 1項表2号	※学校教育法第124条に規定するもの又は同法第134条第1項に規定するもの(学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人が設置する専修学校又は各種学校を除く。)
事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設で一定のもの(第4号に掲げるものは除く)	4分の3	—	(法) 1項表3号 (令) 56条の53 (規) 24条の11	水質汚濁防止法、大気汚染防止法及び同附則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法にて定める施設
産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業の用に供する施設で一定のもの	4分の3	2分の1	(法) 1項表4号 (令) 56条の53の2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可又は同法第15条の4の2第1項の規定による認定を受けて行う事業で政令で定めるものの用に供する施設で政令で定めるもの(事務所以外の施設に限る)
家畜市場	4分の3	—	(法) 1項表5号	家畜取引法第2条第3項に規定するもの
生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される施設で一定のもの	4分の3	—	(法) 1項表6号 (令) 56条の54 (規) 24条の12	国・地方公共団体の補助又は(株)日本政策金融公庫の資金若しくは農業近代化資金の貸付を受けて設置される消費地食肉冷蔵施設
みそ、しょうゆ若しくは食用酢又は酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設で一定のもの	4分の3	—	(法) 1項表7号 (令) 56条の56	製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、原料倉庫、包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設
木材取引のために開設される市場で一定のもの又は木材の加工を業とする者若しくは木材の販売を業とする者がその事業の用に供する木材の保管施設	4分の3	—	(法) 1項表8号 (令) 56条の57 (規) 24条の14	木材取引のために開設される市場で一定のものとは、売場を設けて定期に又は継続して開場され、かつ、その売買が原則としてせり売り又は入札の方法により行われるものをいう。 木材の加工を業とするもので一定のものとは製材業、合板製造業、床板製造業、パーティクルボード製造業又は木材防腐処理業(一定の要件を満たすものに限る。)を営むものをいう。

課税標準の特例対象施設一覧

[地方税法第701条の41関係]

※ 法・・・地方税法 令・・・地方税法施行令 規・・・地方税法施行規則

施設名等	適用		法令等	備考
	資産割	従業者割		
旅館業法第2条第2項に規定するホテル営業又は同条第3項に規定する旅館営業の用に供する施設で一定のもの（第10号に掲げるものを除く。）	2分の1	—	(法) 1項表9号 (令) 56条の60 (規) 24条の19	一定の施設とは、次の施設です。（但し、これらの施設のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に掲げる営業の用に供されるものを除く。） (1) 客室 (2) 食堂（専ら宿泊客の利用に供する施設） (3) 広間（主として宿泊客以外の者の利用に供する施設を除く） (4) ロビー、浴室、厨房、機械室 (5) 玄関、玄関帳場、フロント、クローク、配膳室、サービスステーション、便所、階段、昇降機、リネン室、ランドリー室
港湾法第2条第5項に規定する港湾施設のうち同項第5号、第7号又は第8号の2に掲げる施設で一定のもの	2分の1	2分の1	(法) 1項表10号 (令) 56条の61 (規) 24条の19	一定の施設とは、次の施設です。 (1) 航行補助施設のうち港務通信施設 (2) 旅客施設のうち、旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所 (3) 船舶役務用施設のうち、船舶のための給水施設、給油施設、給炭施設、船舶修理施設、船舶保管施設
港湾法に規定する港湾施設のうち荷さばき施設、保管施設で一定のもの	4分の3	2分の1	(法) 1項表11号 (令) 56条の62	一定のものとは、「上屋及び倉庫（倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫に限る）」をいう。
外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設（11号に掲げるものを除く。）	2分の1	—	(法) 1項表12号	
港湾運送事業法に規定する一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋（第11号に掲げるものを除く。）	2分の1	—	(法) 1項表13号	臨海地区外に設置される上屋（荷さばき施設）
倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫（第11号及び第18号に掲げるものを除く。）	4分の3	—	(法) 1項表14号	
道路運送法第3条第1号ハに掲げる事業（タクシー業務適正化特別措置法第2条第3項に規定するタクシー事業に限る。）の用に供する施設で一定のもの	2分の1	2分の1	(法) 1項表15号 (令) 56条の63	タクシー業務適正化特別措置法第2条第4項に規定するタクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設とする。
公共の飛行場に設置される施設で一定のもの	2分の1	2分の1	(法) 1項表16号 (令) 56条の64 (規) 24条の20	一定のものとは、「格納庫、運航管理施設、航空機の整備のための施設、その他航空運送事業の用に供する施設等」をいう。
流通業務市街地の整備に関する法律に規定する流通業務地区内に設置される施設で一定のもの（第18号に掲げるものを除く。）	2分の1	2分の1	(法) 1項表17号 (令) 56条の65	一定の施設とは次の施設です。 (1) トラックターミナル、鉄道の貨物駅、その他貨物の積卸しのための施設 (2) 倉庫、野積場若しくは貯蔵槽又は貯木場 (3) 上屋又は荷さばき場 (4) 道路貨物運送業、貨物運送取扱業、信書送達業、倉庫業又は卸売業の用に供する施設で事務所以外の施設 (5) 上記に掲げる施設に附帯する自動車駐車場又は自動車車庫

課税標準の特例対象施設一覧

[地方税法第701条の41関係]

※ 法・・・地方税法 令・・・地方税法施行令 規・・・地方税法施行規則

施設名等	適用		法令等	備考
	資産割	従業者割		
流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する流通業務地区内に設置される倉庫で倉庫業者がその本来の事業の用に供するもの	4分の3	2分の1	(法) 1項表18号	流通業務地区内に設置される倉庫で倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供するもの
民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第9項に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で一定のもの	2分の1	2分の1	(法) 1項表19号 (令) 56条の66 (規) 24条の21	一定の施設とは次の施設です。 ・ 信書便物の引受け及び配達のために供する施設 ・ 信書便物の送達のために供する施設 (信書便物の表示、区分、転送、還付及び管理のために供する施設)
心身障害者を多数雇用する事業所（障害者の雇用の促進に関する法律第49条第1項第6号の助成金の支給を受けている施設又は設備に係るもの）	2分の1	—	(法) 2項 (令) 56条の68 (規) 24条の22	常時雇用する心身障害者（短時間労働者を除く。）の数と重度心身障害者である短時間労働者（以下「短時間労働重度心身障害者」という。）の数を合計した数に心身障害者である短時間労働者（短時間労働重度心身障害者を除く。以下「短時間労働心身障害者」という。）の数を二乗して得た数を加算した数が十以上であり、かつ、常時雇用する労働者（短時間労働者を除く。）の総数に短時間労働者の総数に二乗して得た数を加算した数に対する常時雇用する心身障害者（短時間労働者を除く。）の数（当該心身障害者のうちに重度心身障害者がある場合には、当該心身障害者の数に当該重度心身障害者の数を加算した数）と短時間労働重度心身障害者の数を合計した数に短時間労働心身障害者の数に二乗して得た数を加算した数の割合が二乗の一以上である事業所等とする。

※ 本法附則第33条関係（期限付き措置法）

特定農産加工事業用施設	4分の1	—	附則33の5	特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する特定農産加工業者等が承認計画に従って実施する経営改善措置に係る事業の用に供する施設 ※適用期限は法人の場合、令和3年3月31日までに終了する事業年度分（個人の場合は令和2年分）。
特定事業所内保育施設	4分の3	4分の3	附則33の6	平成29年4月1日から令和3年3月31日までの間に、子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が行う一定の保育事業の用に供する施設。